

第36回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和6年5月31日（金）
9時30分から11時10分
- 2 場 所・・・市役所別館2階 会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・山元敏行委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・水元・藏富・南崎

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第36回日南市農業委員会総会を開会いたします。吾田・油津農地利用最適化推進委員の山元敏行委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に16番山口光彦委員、17番山本博己委員の両名を指名します。
	事務局	次に、本日の日程について事務局より説明させます。 それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決の後、閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました8件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が7件で、受付番号1番から4番、6番は、経営規模拡大のため、受付番号5番、7番は、新規農業経営のためとなっております。区分地上権設定が1件で、受付番号8番は、営農型発電設備に伴う設定のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました3件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は、植林のため、受付番号3番は、駐車場用地のとなっております。 次に総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました16件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が14件で、受付番号1番、3番、7番から10番、12番から15番は、植林のため、受付番号2番、11番は、駐車場用地のため、受付番号4番は、分譲住宅用地のため、受付番号6番は、一般個人住宅用地のためとなっております。使用貸借権設定が1件で、受付番号5番は、一般個人住宅用地のためとなっております。区分地上権が1件で、受付番号16番は営農型発電用地支柱部分(一時転用)のためとなっております。 次に、総会資料5ページ、6ページです。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、1件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が1件となっております。 次に、総会資料7ページ、8ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によ

10:13	事務局	り、農業委員会の決定が必要でありますので、4件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権 設定が4件となっております。 次に、総会資料9ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書 交付手続き要領に基づき、証明願のありました1件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、耕作放棄地のうち、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区、南郷地区は会議室5、飢肥・酒谷地区、細田・大窪地区、北郷地区は会議室6、以上の会場をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について8件の審議をお願いします。まず、受付番号1番についてですが、三賢委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願いいたします。 （三賢委員退席）
	議 長	それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。受付番号1番について説明します。5月25日、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。申請地は、板敷で日南振徳高校より北へ2キロぐらい行った山の中腹にあります。以前は水田として利用されていましたが、現在は雑草に覆われて荒れていました。譲受人は草刈りを行い、耕し、飼料

稲 山	作物を植えるとのこと。周囲は農地として利用されているところがなく問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただいまの受付番号1番について、報告がありましたが、質疑はありませんか。
全委員	異議なし
議 長	それでは、議案第3号、受付番号1番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	全員賛成
議 長	全員賛成ですので、議案3号、受付番号1番は許可とすることに決定しました。ここで、三賢委員の退席を解きます。 (三賢委員 着席) 続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番、3番について説明します。申請地は大字松永奥ノ寺の福谷の2kmほど山間部を走ったところ。2件とも譲受人が同じで、申請地は隣接地で3番は、2番にL字型になっている場所なので一緒に説明します。地目は、2番が田んぼ、3番が畑ですが、現況は原野状態です。5月26日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。また、譲渡人には電話にて確認しております。2番の譲渡人は高齢のため、管理できなく離農するため譲受人に権利移転について打診したら、今回の申請になりました。3番の譲渡人は、林業を家業としていて、私が数か月前に5条申請を受けましたが、登記が畑のままで杉を伐採し、現時点での地目は畑で現況は杉が伐採されているため、現況は原野であります。5条申請を受けて、山林に登記を変えて伐採しなければならないところ、変更しなかったため、地目は畑のままであります。しかし杉がないため原野となります。譲受人は大型重機等も使用可能なので、今後開墾等をし、柑橘類の植林をするということで特に問題ないと思います。また土地改良区域外でありまして、周りに害を及ぼすことはございません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番、5番について、担当委員より報告願います。

	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号4番について説明します。申請地は、北郷地区の昼野です。県道都城北郷線の昼野橋から約500m行ったところに市道の分岐点がありますが、そこから350m下った広渡川沿いの水田1筆と県道沿いの畑1筆、さらにコユフランジョウ先、350m行った先の畑1筆でございます。この畑については、クヌギの木が植えてございます。5月28日に譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。譲渡人は、市内に居を構えており、会社員であることから管理が困難なため、譲受人に譲渡を依頼しました。譲受人は、水稻、野菜等を経営しており問題ありません。 次に受付番号5番について説明します。申請地は北郷地区の坂元です。旧はまゆう農協の北河内出張所の裏手になります。譲受人は県外からの移住者で5年ほど経ちますが、譲渡人の家屋を借家しており、その周辺の畑3筆です。5月30日に譲受人、農業委員会職員立会いのもと現地調査を行いました。譲渡人は、宮崎市内に居住しており、高齢であることから管理が困難で、今回購入依頼をしたものであります。譲受人は露地野菜、果実等を作付けしたいということで、現在、チョコレートの販売等をやっております。果樹を植えて、6次産業をしたいという風に聞きました。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号6番について説明します。5月24日に現地に立ち会いました。場所につきましては、立野という地区なのですが、日南高岡線のアラタケスタンドからまっすぐ踏切側に行ったところに飢肥からくる道がありますが、その通りに終末処理場がありますが、その横であります。以前、水田を作っていたのですが、水が全く引かないところで、10年近く耕作ができないというところだったのですが、ここを埋め立て、かさ上げをして畑として耕作されていたところなのですが、同じ地区内の方が買いたいということで今回話がまとまったところですよ。譲受人については、兼業農家でございます。わずかな土地しか持っておられないので、畑等をしたいとのことでした。譲渡人については、父母が耕作されていたのですが、本人は、勤め人ですので耕作はできないということで、話がまとまったようです。問題はないと思われます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。

	井上(英)	はい、13番井上です。受付番号7番について説明します。5月24日に譲渡人の代理人である行政書士さんと電話で確認を取り、同日、譲受人と事務局職員と共に現地で確認を行いました。申請地は大窪小学校から県道串間方面へ約400m行き、右側にみえる譲受人の家に隣接する畑であります。譲渡人は高齢で市内に在住しており、管理ができないため譲受人に約4年前から管理をお願いしており、今回譲ることにしたそうです。譲受人は令和2年、譲渡人が、空き家バンクに登録されていた建物を買って移住され、当時から畑の管理をされておりました。現況はきれいに管理されており、施設野菜の栽培、周囲には、柿や栗を植栽されておりました。問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
	田中	7番田中です。受付番号8番について説明します。借人については福祉施設を運営しており、今回3月に一度申請をされております。それにつきまして、取り下げがあり、今回新たに再提出というかたちになっております。その理由としては、前回、金柑の圃場についてはそのままにしておくということでした。実際、収量が目標値に達しておらず、今後収量が見込めるということで金柑の分は残し、日向夏の植栽部分に榊などを植栽していくというのが前回の計画でありました。今回につきましては県の方に農業委員会の方から上げましたところ、県の方からの差し止めというか、条件がついてきておりまして、金柑が、反当たり2tという目標値があるのですが、それが全く目標値に達しておらず、現在9年経っておるのですが、そこが議論されました。その部分を変更し、再提出ということになったようです。全AからFまで6圃場あるのですが、全て榊にかえるという計画であります。それにつきましては普及センター、県の振興局と協議をしたようでございますが、鹿児島県にいらっしゃる阪元さんという方が榊の栽培実績をもっておられ、その方の栽培技術等を取り入れて、今回の計画に見直したいということでもあります。内容としては阪元さんが鹿児島県と熊本県の圃場に指導に入られまして、中間実績まであげているようです。その方の栽培の技術を取り入れて、今回全部やっていかれるとのことですが、私達が思っているのは、金柑のところはいいのですが、日向夏の植栽されました圃場につきましては、もともとが水田の跡地で水はけが悪いようなところで、日向夏では駄目ではないかとずっと言っていたのですが、今回、阪元さんの指導によりまして、バケット幅の30cmから40cm、深さが50～60cmの溝を掘り、溝に赤土を入れ客土をしめて、盛土を2m幅の間隔で埋めて、そこに植えていくという植栽の方法ですかね、詳しく書かれた指導内容でした。そこまで詳しく入れてきております。それに関して、私たちも経緯を見ないとわからないと、金柑でダメであったから、日向

田 中	夏でダメあったから、榊になってきたのですが、次にこの計画がでてきたということになっていますが、最終的にはこのような計画の中で3年間見ていくという結論に至りました。もともとの計画がいけなかったということで仕方ないというか。貸人は、今まで悩んできたようですが、今回、阪元さんという方が指導に入ることによって、実績もあるようなので、期待していいのではないかと思います。南郷部会としては、妥当との判断に至りました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告がありましたが、受付番号1番に以外につきまして、質疑はありませんか。
山 本	はい、17番山本です。勉強不足なところもありますが、農地に榊は植栽していいのですか。林業ではないのか。
事務局	説明いたします。振興局と普及センターと貸人を含めて、申請の内容について作物について品種についての打ち合わせにおいて榊で問題ないということでした。許可権者は、県知事なので、確認した上で大丈夫とのことです。
山 本	わかりました。
議 長	私の方からも。昔みかん農園の転植というのがあって、園転事業で榊を植えた経緯はあります。まず問題ないと思われます。その他ございませんか。
谷 元	はい、8番の案件についてですが、参考的に事務局に県の農業会議とかに対してお意見なりを聞かれたことはありませんか。今回の案件について。
事務局	今ご質問いただいた部分で当然ながら農業委員会の上部団体は宮崎県農業会議となっていて、今回3条にあります。5条にも同じように申請があります。3条は地上権、空中ですね。5条は支柱が植えてある農地の部分、地面の部分は5条申請にあります。4条、5条については3000㎡を超える転用の時はあります…。
谷 元	現地の部会も現地に行って、金柑、日向夏を植えた現在までの経緯がある。県の指導を受けて、普及センターともそのような形でいいのではなかろうかとの経過があるから委員会でも植え替えにしても、今回変更しますということだから、そのような課題について、事前に農業会議にどういった方法がいいのかというようなことを聞かれましたか、とのことです。
事務局	農業会議には、確認しておりません。

10:35	議 長	綾でもこのような案件があるみたいなのですが、農地法でOKになっている案件ですので、3年、4年経ってみたいと、そこをみて、改善、改善しながら再度みていかないといけないという気がしています。その他ないでしょうか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号1番を除く、7件について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	会 長	全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
		次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号1番、2番について説明します。申請地は1番、2番とも名尾地区になります。国道222号線をのぼっていくと日南ダムの入口があります。そこから100mいくと右側に市道石原線があり、そこから600mいくとY字の道路があります。右側に700mいって歩いて5分登ったところが申請地になります。申請人は高齢のため代理の方と5月27日に現地確認をしました。申請人とは親戚関係になります。この土地は贈与時から杉が植林され山林として利用されていました。農地と判明したため今回の申請となったようです。周辺は全て山林で影響を与える農地はありません。始末書もつけられ、何の問題もありません。ご審議よろしくお願いします。 続いて受付番号2番について説明します。申請地は受付番号1番の近くになります。申請人は相続時から杉が植林されており山林として利用していました。農地と判明したため自己申請になりますが、申請をしたということです。周辺は全て山林で、影響を与えることはありません。始末書もつけられ、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12番歌津です。受付番号3番について説明します。申請地は国道220号線平山公民館と富岡建設の中間ぐらいいですかね、その西側の下100mのところになります。本人は現在鹿児島市に在住なので電話で確認をしております。現在は空き家になっている宅地と建物を処分したく、計画したところ駐車場とし

10 : 39	歌 津	て利用している場所が農地であることがわかりました。今回駐車場として許可申請するものであります。事後申請なので、始末書の添付されております。何ら問題のないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今議案第2号について各担当委員から報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、ないようですので、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
		次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、16件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。この案件は昨年11月30日に説明した案件で、農業委員会が通った案件です。これが県の認可がおりる前に本人が12月12日に亡くなられたために差し戻しになった案件です。この前、相続人の手続きが終わったということで提出された案件です。譲受人と電話で連絡、譲渡人には家に行って説明いたしました。5月26日に連絡し、特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。 続きまして2番案件を説明します。申請地は飢肥城の観光駐車場下の楠原の下耕整です。城之下橋を吉野方方面に向かうと右側の堤防があります。その先50mのところに譲受人の飢肥天本舗の工場があります。その先30m行くと印刷所の工場があります。その工場と工場の間が今回の申請地になります。5月24日譲渡人と譲受人と連絡しました。譲渡人は宮崎在中で日南にはおられません。5月25日に譲受人と現地調査を行っております。譲渡人は駐車場として埋め立てて、譲受人に駐車場として貸しておられたそうです。父の死亡により令和4年に相続したということで駐車場として使われていたそうです。譲受人は、従業員や業者の出入りが多くなり、今の駐車場では狭いということで土地を購入し、駐車場の整理をしたいとのことです。計画では12台の駐車場スペースということです。譲渡人は宮崎に住んでおり、管理が困難なため、処分することにしたそうです。処分するにわたり転用許可が必要ながわかり今回の申請にいたしました。始

	山 口	末書もあり、特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、3番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号3番について説明します。5月24日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行っております。申請地は飢肥吉野方の西村地区の北側の山手の稜線を1kmぐらい奥にあがったところで、周辺一帯は全て山林化しており旧傾斜地で農地としての利用は困難なところです。これは贈与財産ですすでに杉は植栽されており始末書が添付されており、事後承認ですが、問題ないと思います。譲渡人には電話で確認できました。譲受人は、親子3人で経営されている木材会社で丁寧な経営をされていますので問題ないと判断しました。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番から6番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。4番案件から説明します。5月26日、譲受人、譲渡人に電話にて確認しました。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのこと。譲受人は住宅建築業者で申請地に宅地分譲を行う計画です。造成にあたっては、北側と西側は市道で、南側と東側は宅地となっています。土砂が流出しないようにコンクリートブロックをする計画です。 次に5番案件について説明します。5月26日に譲受人、譲渡人に電話にて確認しました。この案件は以前、許可された案件です。祖父と孫の関係でしたが、申請中に祖父が亡くなり、今回は父と子関係になり、再申請することです。場所は戸高2丁目のコンビニエンスストアから北西の方へ100mのところにあります。なお、建築にあたって、雨水は、側溝へ排出し、雑排水は、浄化槽を設置し、浄化して側溝に排出する計画となっております。周囲に農地はありません。 続きまして6番案件を説明します。5月28日に現地調査しました。場所は西弁分2丁目です。九電工の会社から東側100mのところ。譲受人、譲渡人には連絡がとれませんでした。代理人に電話して確認しました。周囲は宅地、道路で農地はありません。申請地の周辺はブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し、生活排水は、合併浄化槽を経由後、道路側溝へ排出する計画になっております。以上、ご審議よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。

歌 津	はい、12番歌津です。7番案件をご説明いたします。この案件は3月に農地法第5条の7番案件の申請で、譲渡人が亡くなっておられまして、譲渡人の氏名変更の申請でございます。譲受人と譲渡人には、今回再度確認をいたしております。間違いのないことでした。問題ないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号8番から10番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号8番、9番、10番について説明します。当申請地は、同地域に位置し、譲受人が同一なので、まとめて説明いたします。譲受人が現地確認の都合がつかないということなので電話にて連絡をとりながら、字図と航空写真をもとに5月26日に現地調査を行いました。譲受人の従業員の方がちょうどおられたので聞き取り調査を行いました。譲渡人3人には、電話で確認をしております。申請地は県道28号線から福谷川を3キロ山間部の方に入ったところですが、3件とも地目は畑ですが、現況は山林の中の杉山です。各譲渡人とも数年前に当該地を親から相続をしましたが相続したときからすでに杉が植林されていたそうです。その時は相続人には、農地転用の知識がなく、今回、県知事に対して始末書を提出されています。譲受人は林業を本職とし、伐採事業を行っております。地域森林計画を振興中で、適切な森林管理を行うのではないかと思います。多方面に害を及ぼすことはないと思います。何の問題もないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号11番から13番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号11番から13番について説明します。5月24日電話して立会いを依頼しましたが、多忙であり難しいということで、了解を受けた上で25日に現地確認しました。申請地は国道220号線、富士交差点を右折して約200m行ったところの右側です。譲受人は現在、宮崎市内で美容室を経営しながら出張美容サービスを平行していて、申請地は譲受人の父親が過去に条件付所有権移転仮登記をしたという経緯を踏まえ、申請地を拠点に出張美容専用車並びに来客用駐車場として利用することです。境界には、ブロックを設置し、雨水は自然浸透処理です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。 次に12番、13番について説明します。譲渡人は別ですが、譲受人が同一人物なため一緒に説明します。5月24日に電話をして、5月26日、譲受人立ち会いで現地確認しました。場所は国道220号線、富士橋を渡り、左折して約5分くらい北郷方面

川 添	に行くところからさらに10分くらい行くと旧山田製茶があります。その山田製茶を拠点にして手前500mくらいのところから右側の脇道を約300m登ったところに左側3筆と山田製茶から約1キロくらい北郷方面に行ったところの林道から右側に300m行ったところの左側に3筆あります。いずれの場所も雑木で覆われ山林化しています。両方の案件とともに譲渡人が相続した時点で山林化しており、今回の売買で転用されていないとわかり、申請ということです。理由書も添付されています。また、譲受人においては、造林計画書も添付されていますので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号14番、15番について、担当委員より報告願います。
高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号14番、15番について、譲渡人、代理人等が同一で申請地も隣接しておりますので合わせて説明いたします。申請地は、いずれも北郷地区の宿野です。県道日南高岡線の坂元橋を500m過ぎるとマキノというバス停があり、そこから右側の方に市道がございいます。ここから1kmほど行ったところの2筆とさらにそこから1kmほど行ったところに3筆あります。このうちの4筆を14番、うち1筆が15番となります。5月29日に代理人立ち会いのもと現地調査を行いました。譲渡人は、離農に際し、昭和64年頃に植林したということでした。現在譲渡人は、高鍋に居住しておりまして、今回、不動産の処分に際して、調査をしたところ転用許可を受けずして、植林していたことが判明したということで今回の追認申請に至りました。受付番号14番の譲受人は林業を営んでおります。先ほど平方委員から話があった人と同一でございいます。受付番号15番については当該申請地の先ほど説明した1筆でございまして、15番の譲受人は養鶏業を営んでおります。当該申請地は、この鶏舎をとり囲むような1筆でございまして、植林したものと思われまして、周辺は山林でありまして、影響を与える農地はなく、始末書も添付されており、やむを得ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号16番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、7番田中です。受付番号16番について説明します。先ほど3条で説明しました借人と貸人の社会福祉法人の関係でございいます。太陽光に関して支柱部分の一時転用ということでございいます。先ほどの3条の説明と変わらないのですが、先ほど言い

10 : 58	田 中	忘れたことがございまして、AからFまでの農場がございます。1年目に榊を植えるのが950本、最終的に埋め込むのが全部で2860本ですけれども、今年度950本、来年度にその残りを植栽していく計画です。それがいつから収穫になるのかが一番気になるところでございますが、計画書を見てみますと、7年かかり、一回、3年更新が入ってくる計画でございます。今後、私たちも経過を見ていきたいなと思っています。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当とすることに決しました。
		次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号1番について説明します。5月29日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は酒谷6区です。下永野地区に広がる農地です。譲受人が経営する養鶏場の隣接地です。譲受人は養鶏場を経営しており、今回譲渡人の依頼により今回の申請になったようです。今後適正管理をしていくとのことでした。ご審議よろしく願いいたします。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。

11:00	議 長	次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号1番について説明します。5月28日、貸付人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷1区栗嶺地区に広がる農地の一部です。中間管理機構の案件で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。2番について説明いたします。申請地はJA東郷機械センターを過ぎ、東九州自動車道横の市道を500m行ったところ2筆であります。5月25日の農地パトロール中に当申請地の耕作者が現地にいましたので、確認をいたしました。以前から個人間の借用形態を中間管理設定にしたいということです。何の問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	はい、15番谷元です。貸付者は離農、借受予定者は、水稻、生産牛の経営をしている認定農業者です。貸付者離農に伴うもので、中間管理権の設定に双方合意したものであります。場所は、至る県道猪八重線、年見集落、年見加工施設兼公民館の手前に点在する農地であります。問題はないと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利利用最適化推進委員の倉元です。受付番号4番について説明します。5月24日申請者に連絡して調査しました。場所は榎原地区の中講であります。中講担い手研修所がありますが、そこから西に2キロ行ったところに鯛とりふれあい公園があります。そこから100m手前の水田地帯のところに申請地があります。1番手前の水田です。申請者は農地管理ができないので中間管理機構に願いますとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

11:04	議 長	それでは、議案第5号、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
		次に、議案第6号、非農地証明願について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
11:05	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の川添です。受付番号1番について説明します。5月24日に電話して5月28日、代理人である行政書士立ち会いで現地確認しました。場所は国道220号、富士橋を渡り、左折して5分ほど行くと集落がありますが、その先200m行ったところの川向こうに川に隣接して7筆あり、雑木で覆われており山林化しています。また川の氾濫状況によっては、一部損壊する場所でもあります。地目は田となっておりますが、雑木覆われ、山林化しています。申請人は現在宮崎市に住んでおり、今後も管理ができないということで当該事項の4に相当すると思いますがご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第6号非農地証明の交付は原案どおり承認することに決定しました。
11:10	事務局	その他に移ります。事務局説明をお願いします。 《報告事項》 以上で総会の全てを終了します。

第36回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷 久 夫 

署名委員

山口 光彦 

山本 博己 